

千葉市まちづくりデザイン会議運営要領

(趣旨)

第1条 この運営要領は、千葉市まちづくりデザイン協議実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第6条の規定に基づき設置する千葉市まちづくりデザイン会議（以下、「デザイン会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 デザイン会議は、実施要綱第2条第1項第3号に規定する計画段階において、実施要綱第3条第3項及び第6項に規定する本市の意見について審議する。

(組織)

第3条 デザイン会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる部署のうち、委員長が審議に必要と認める部署に所属する課長（室長）職にある者をもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか、委員長が審議に必要と認めるときは、別表に掲げる部署以外の部署に所属する課長（室長）職にある者を委員に充てることができる。
- 5 委員長は、必要の都度、デザイン会議を招集し、会務を総理する。ただし、委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が定める者が、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

- 第4条 委員長は、審議に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 2 委員長は、必要に応じて、景観まちづくりアドバイザーから意見を聴取し、デザイン会議への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 第2条において審議する事項について協議及び検討をするため、デザイン会議にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、リーダー及び構成員をもって組織する。
- 3 リーダーは、都市計画課都市デザイン室主査をもって充てる。ただし、リーダーに事故等があるときは、あらかじめリーダーが定める者が、その職務を代理する。
- 4 第3条第3項及び同条第4項の規定は、構成員を組織する場合について準用する。この場合において、第3条第3項及び同条第4項中の「課長（室長）職にある者」とあるのは、「4級以下の職員で、当該部署の長が指名する者」と読み替えるものとする。

- 5 リーダーは、ワーキンググループの事務を掌理し、ワーキンググループの会議の経過及び結果をデザイン会議に報告する。
- 6 リーダーは、協議対象行為予定者に対して、ワーキンググループへの出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 7 リーダーは、必要に応じて、景観まちづくりアドバイザーから意見を聴取し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 千葉市まちづくりデザイン会議に関する庶務は、都市局都市部都市計画課都市デザイン室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

都市局都市政策課
都市局都市部都市計画課
都市局都市部都市計画課都市デザイン室
都市局都市部交通政策課
都市局都市部まちづくり課
都市局都市部市街地整備課
都市局建築部宅地課
都市局公園緑地部緑政課
都市局公園緑地部緑政課緑と花の推進室
建設局土木部土木管理課
建設局道路部道路計画課